

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯、ひとり親世帯以外分)の支給について

国は令和5年3月28日の閣議決定により、食費等の物価高騰を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施することを決定しました。これに伴い、本市でも支給を行います。

■子育て世帯生活支援特別給付金の概要

支給対象者	1 低所得のひとり親世帯	2 ひとり親以外の 低所得の子育て世帯
支給要件	<p>①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないが収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準</p> <p>③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている</p>	<p>①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他市民税非課税世帯分)支給対象の方</p> <p>② ①以外で、 A：食費等の物価高騰の影響を受けて市民税均等割が課税されていない方 B：市民税均等割を免除された方と同様の事情にあると認められる方 (高校生相当の児童のみの世帯や、令和6年2月末までに生まれた新生児)</p> <p>※ひとり親世帯と両方の受給はできません</p>
支給金額	児童1人当たり一律5万円	
支給対象数 ※見込み数	4,014人 (2,748世帯)	5,569人 (3,187世帯)
予算額	2億1867万8000円 【内訳】事業費2億70万円、 事務費1797万8000円	3億531万円 【内訳】事業費2億7845万円、 事務費2千686万円
支給予定日	<p>支給対象者1-①、2-①は 令和5年5月30日(火)に支給予定(申請不要)</p> <p>支給対象者1-②③、2-②は 令和5年5月15日(月)より申請を受け付け、随時支給</p>	

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市子ども部子育て支援課児童給付担当室

☎ 047-366-3127 FAX 047-710-3766

✉ mcjidoukyuuhu@city.matsudo.chiba.jp